特定(産業別)最低賃金改定のお知らせ!

福岡県の特定(産業別)最低賃金が次のとおり改定されます。

特定業種	1時間	効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	828円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	786 円	
輸送用機械器具製造業	809円	平成 23 年 12 月 10 日
百貨店、総合スーパー (※1)	758 円	
自動車(新車)小売業	800円	
各種商品小売業 (※2)	710円	平成 14 年 12 月 10 日 (※3)

%1、**%2**

衣、食、住にわたる各種の商品を小売りする事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、<u>従業者が常時50人以上のもの</u>を百貨店、総合スーパー、<u>従業者が常時50人未満のもの</u>を各種商品小売業と言います。

ж3

各種商品小売業最低賃金は、平成15~22年の間金額が改定されていません。

これらの特定(産業別)最低賃金に該当しない産業は、平成23年10月15日から改定されています福岡県最低賃金(1時間695円)が適用されます。

【**問合先**】福岡労働局労働基準部賃金課 ☎ 092·411·4578

お願いします。



サースセンター サースセンター

場所 クローバープラザ 場所 クローバープラザ その他 登録時には、免許番号・取 得年月日・履歴等を記入していた だきます。また、求人施設の方も お気軽にご参加ください。求職者 お気軽にご参加ください。求職者 との面談を行うこともできます。 ※詳しくはお問い合せください。 ※詳しくはお問い合せください。

師の資格を有し、 ※新規登録者は15時までに受付を この機会をご利用ください。 を行う移動相談を開催します。 報や最新の医療・看護情報の提供等 離れている方を対象に、 保健師、 2月3日金 助産師、 現在看護の現場を 看護師、 10時~ 求人求職情 16 時 准看護 ぜひ

看護職員再就業移動相談

生活・雇用